

特定紛争案件／61年度第三号のあらまし 宮島裕一郎

市街化調整区域内所在の土地と、

その上の瑕疵建物の販売

1、案件の概要

申立者は売主業者から土地付建物（登記上は倉庫）を購入し、自動販売機整備工場として使用していた。ところが半年ほど経過した頃から工場の北側部分が一部傾き始めた。そこで申立者側で調査したところ、かなり地盤沈下しており、しかも当該土地は市街化調整区域内にあるため、工場は違法建築物となつていても判明した。

売主業者は申立人からの要求により、代替地を捜す等の努力をしたが、条件が折り合わず、紛争となつたものである。

2、調整の経過

事業を担当した委員は、弁護士、大学教授（専門は土木）、不動産鑑定士の三名である。調整は四回行われた。以下順にその概要を述べる。

（1）第一回調整手続
申立者側と被申立者（売主業者）側の双方から事実関係について聴取を行い、その結果、以下のような主張の対立のあることが判明した。

①申立者側は、眞の売主は被申立者であると主張したのに対し、被申立者は契約書上は売主になつているが、眞の売主は自分ではなく、申

立者が土地建物購入のための融資を受けられるよう便宜をはかるため、申立者の了解の下に名義を貸したに過ぎないと主張した。

②申立者側は、上地が市街化調整区域内にあることを、契約時に知らされていなかつたと主張した。

張したのに對し、被申立者側は、その点については、売買契約前に申立者に説明しており、申立者はそれを承諾して購入したものであると主張した。

以上のようない主張の対立はあつたものの、双方とも金銭的な解決を考えていることが判明した。

第一回調整終了後、第二回調整として委員による現地調査が行われた。その結果、建物のコンクリート上間に東西方向に亀裂が入つており、亀裂の北側部分の上間は、北向きに傾斜していることが確認された。また、次回期日までに、建物の基礎及び上質の調査を行うことを決定したが、その後、この調査により、建物について

は床が傾いているだけではなく、基礎の沈下まで発生していること、及び、基礎下端と地中の岩盤面との間には、一メートル近い間隔があり、そのため基礎の沈下が発生していることが判明した。

（2）第二回調整手続
被申立者側の当事者適格の否認、双方主張金額の大きな相違等、本案件は当初解決が長びく

のでないかと懸念されたが、わずか四回の調整で、早期に解決することができた。ひとえに委員の先生方の高い識見と尽力の賜物である。

（調査研究部調査役）

3、和解の内容

委員の勧告により、以下のようない内容の和解が成立した。

①解決金二千三百万円

②爾後に発生、あるいは発見された土地・建物の瑕疵につき、申立者は一切の請求を行わない。

③本物件の瑕疵により第三者に損害を生ぜめた場合には、申立者の負担と責任において解決する。

④申立者は、本和解により本物件の違反建築の状態が解消するものでないことを確認する。

以上のような内容の和解が成立し、次の第四回調整手続において、和解契約書に調印し、紛争は解決した。

4、おわりに

被申立者側の当事者適格の否認、双方主張金額の大きな相違等、本案件は当初解決が長びくのでないかと懸念されたが、わずか四回の調整で、早期に解決することができた。ひとえに委員の先生方の高い識見と尽力の賜物である。

その結果、申立者の主張通り、眞の売主は被申立者であるとの心証を得た。

なお、被申立者から、建物工事がかなり粗雑であるということは認識しており、歩み寄つて解決したいとの譲歩の提案があつた。このため、次回期日までに、双方が、和解可能な金額について、具体的に検討しておくこととされた。